Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について

1．就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他（内容を（2）に記入してください）		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他（内容を（4）に記入してください。）		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他（内容を（6）に記入してください。）		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
33	33	32	24	18	12	23	18	30	1	5	5	5	0	0	31	0	2	2	14	6	11	1	0	0	2	2	8	1	25	23	8	3
神奈川県	横浜市	○	○	○			○	○									○	初回の申請のみ締切期限を設定し、その後は翌年2月まで随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	○										○	○	○	
神奈川県	川崎市	○	○	○	○	○	○	○		○					○							○							○	○	○	
神奈川県	相模原市	○	○				○	○			○	学務課、公民館などの関係機関に案内兼申請書を配架。 市ホームページからダウンロード可能。 小学校等入学予定者の新入学児童学用品費の入学前支給に係る案内兼申請書については、就学時健康診断通知に同封。 小学校1年生の保護者に対しては、案内兼申請書とともに就学奨励金制度の利用意思確認書を配付し、全児童の保護者から学校を通して提出いただく取扱いとし、より丁寧な制度周知を行っている。			○										○	小学校1年生は(5)のエ、その他の学年は(5)のイの提出方法としている。 また、要保護者は福祉事務所から情報提供を受けることにより決定し、申請書の提出を不要としている。			○	○		○
神奈川県	横須賀市	○				○	○	○		○					○				○										○	○	○	
神奈川県	平塚市	○	○			○		○							○				○										○	○		○
神奈川県	鎌倉市	○	○		○	○	○	○							○					○							○		○	○		
神奈川県	藤沢市	○	○	○		○	○	○							○				○										○	○	○	
神奈川県	小田原市	○	○	○		○					○	前年度認定世帯へ就学援助制度の書類を郵送			○						○				○	電子申請する場合は、申請を希望する者が教育委員会に提出			○	○		
神奈川県	茅ヶ崎市	○	○	○		○	○	○							○						○						○		○			
神奈川県	逗子市	○	○			○									○					○										○		
神奈川県	三浦市	○	○	○			○	○		○					○						○								○	○		
神奈川県	秦野市	○	○	○	○	○	○	○							○					○												
神奈川県	厚木市	○	○	○		○	○	○							○						○								○	○	○	
神奈川県	大和市	○	○	○		○	○	○							○						○						○	○	○			
神奈川県	伊勢原市	○	○	○	○	○	○	○							○				○										○			
神奈川県	海老名市	○	○		○	○		○							○				○										○	○	○	
神奈川県	座間市	○	○	○		○		○							○						○								○	○		○
神奈川県	南足柄市	○		○			○	○							○				○										○			
神奈川県	綾瀬市	○	○			○	○	○			○	前年度認定者に対し、教育委員会から就学援助の申請書類を郵送配布。			○						○											
神奈川県	葉山町	○	○		○		○	○			○	保護者あてに周知のためのメールを送信			○						○								○	○		
神奈川県	寒川町	○	○		○		○	○							○						○								○	○		
神奈川県	大磯町	○				○					○	前年度認定者に学校を通じて通知を送付。			○						○								○	○		
神奈川県	二宮町	○	○	○	○	○		○							○					○							○		○	○		
神奈川県	中井町	○			○			○							○				○										○		○	
神奈川県	大井町	○	○		○	○		○							○					○							○		○	○		
神奈川県	松田町	○		○				○									○	年度当初は申請締切を設定し、4月に遡及して援助している。締切日を過ぎた申請も随時受け付けており、申請日の翌月分から援助			○						○					
神奈川県	山北町	○	○			○		○							○					○							○					
神奈川県	開成町	○		○				○							○				○								○		○	○		
神奈川県	箱根町	○		○		○	○	○		○					○				○											○		
神奈川県	真鶴町			○		○		○							○				○													
神奈川県	湯河原町	○	○		○	○		○	○	○					○				○										○	○		
神奈川県	愛川町	○	○	○		○	○	○							○				○										○	○	○	
神奈川県	清川村	○			○			○							○				○											○		

		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																						
		令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																						
		＜小学校＞ （1） 実施・検討状況について							＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）										＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞ （7）（4）でア．イ．ウ．エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）						
都道府県	市町村名	ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他（内容を（2）に記入してください。）	＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	ア．令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他（内容を（7）に記入してください。）	＜小学校＞ （6）（5）のコの内容		ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増え、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他（内容を（9）に記入してください。）	＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
33	33	33	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0	0	0	0	0	2	7	7	16	1	20	16	11	9	5	1	2	0	5	8	8	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	横浜市	○							○								○					○	○	○															
神奈川県	川崎市	○							○											○		○	○	○	○					○									
神奈川県	相模原市	○							○										○			○	○							○									
神奈川県	横須賀市	○							○											○		○	○	○															
神奈川県	平塚市	○							○									○				○								○									
神奈川県	鎌倉市	○							○									○				○	○		○														
神奈川県	藤沢市	○							○									○				○	○	○							○	就学時健康診断のお知らせの書類とともに郵送							
神奈川県	小田原市	○							○										○			○	○			○					○	就学時健康診断の案内通知に同封							
神奈川県	茅ヶ崎市	○							○											○		○		○															
神奈川県	逗子市	○							○										○			○	○			○													
神奈川県	三浦市	○							○											○		○			○														
神奈川県	秦野市	○							○											○											○	就学時健康診断の案内書類とともに配布							
神奈川県	厚木市	○							○											○					○														
神奈川県	大和市	○							○								○					○	○				○			○									
神奈川県	伊勢原市	○							○									○					○								○	就学時健康診断の書類とともに配布							
神奈川県	海老名市	○							○									○				○			○														
神奈川県	座間市	○							○											○		○	○	○															
神奈川県	南足柄市	○							○											○				○															
神奈川県	綾瀬市	○							○									○				○	○							○									
神奈川県	葉山町	○							○											○		○			○														
神奈川県	寒川町	○							○											○		○	○		○			○											
神奈川県	大磯町	○							○												○	○		○		○													
神奈川県	二宮町	○							○										○			○									○	就学時健康診断の案内書類とともに郵送							
神奈川県	中井町	○							○											○				○															
神奈川県	大井町	○							○										○						○														
神奈川県	松田町	○							○										○				○								○	就学時健康診断の際に会場で案内を配布							
神奈川県	山北町	○							○											○						○													
神奈川県	開成町	○							○											○				○															
神奈川県	箱根町	○							○									○													○	・就学する児童のいるすべての世帯に案内を郵送							
神奈川県	真鶴町	○							○											○			○																
神奈川県	湯河原町	○							○										○						○														
神奈川県	愛川町	○							○											○		○	○	○		○		○											
神奈川県	清川村	○							○											○											○	就学時健康診断実施の際に受付にて教育委員会より案内（申請書等）を配布							

都道府県	市町村名	＜中学校＞ （1） 実施・検討状況について							＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）							＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）							
								＜中学校＞ （2）（1）のカの内容																					（1） 当てはまるもの1つに○をしてください。							（2） （1）のキの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を（2）に記入してください。）		ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を（6）に記入してください。）		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ. 就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ. 新たに認定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他（内容を（2）に記入してください。）	
33	33	33	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0	0	0	0	1	1	9	5	17	0	0	0	0	0	0	0	0	11	5	11	0	0	2	4	6
神奈川県	横浜市	○							○							○													○							横浜市では認定期間を4月～翌年3月の年度ごとに設定しており、申請は4月～翌年2月まで随時受付け、世帯変遷などの事由がなければ提出時期にかかわらず原則4月まで遡って認定している。原則前年の所得により審査を行うが、1･2月の申請では当該年の所得証明書類があれば当該年の所得で審査可能という運用をしている。 令和2年度については、上記に加え"特別審査"と称し、特別審査申立書及び直近の所得証明書類等を添付すれば、直近の所得で審査を行い、速やかに保護者に援助ができるように対応していたが、令和3年度以降については従来の運用としている。
神奈川県	川崎市	○							○											○									○								
神奈川県	相模原市	○							○										○											○							新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに時限的な事務取扱を整備し、その手順により認定
神奈川県	横須賀市	○							○											○															○	経済的理由による申請については、前年度の所得により認定判定をしているため、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた基準は設けていない。
神奈川県	平塚市	○							○									○																	○	認定基準は変わらないが、一時困窮者の要件を緩和。
神奈川県	鎌倉市	○							○									○																	○	令和4年度は、実施せず。
神奈川県	藤沢市	○							○									○											○							
神奈川県	小田原市	○							○											○											○					
神奈川県	茅ヶ崎市	○							○									○													○					
神奈川県	逗子市	○							○									○												○						
神奈川県	三浦市	○							○											○											○					
神奈川県	秦野市	○							○											○									○							
神奈川県	厚木市	○							○											○											○					
神奈川県	大和市	○							○								○														○					
神奈川県	伊勢原市	○							○									○													○					
神奈川県	海老名市	○							○									○												○						
神奈川県	座間市	○							○											○											○					
神奈川県	南足柄市	○							○											○									○							
神奈川県	綾瀬市	○							○									○												○						
神奈川県	葉山町	○							○											○									○							
神奈川県	寒川町	○							○											○											○					
神奈川県	大磯町	○							○											○									○							
神奈川県	二宮町	○							○										○										○							
神奈川県	中井町	○							○											○									○							
神奈川県	大井町	○							○										○												○					
神奈川県	松田町	○							○										○																○	対応していない
神奈川県	山北町	○							○											○														○		
神奈川県	開成町	○							○											○														○		
神奈川県	箱根町	○							○									○													○					
神奈川県	真鶴町	○							○											○									○							
神奈川県	湯河原町	○							○										○											○						
神奈川県	愛川町	○							○											○									○							
神奈川県	清川村	○							○											○											○					

		4. 就学援助制度の模擬規定・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																			(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)		(6) (3)でチと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応										
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、経済、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護費の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍(394万円)、1.5倍(455万円)等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(4)に記入してください。記入例はコメント欄参照)	ツ. 市区町村民税(所得割)又は均等割課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数および目安額を(5)に記入してください。)	テ. その他(内容を(6)に記入してください。)	係数(倍率) 倍	係数(倍率) 倍			(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。 ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない(従前の認定基準を継続)	(2) (1)にて「ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。 ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定される為、対応していない(準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他((3)に内容を記載してください。)	(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ. 反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。 年	月	
33	33	20	19	19	19	19	21	7	2	15	16	5	3	3	17	22	9	2	0	4	33	0	4	4	13	18	2	3	8	1	1	18	18	
神奈川県	横浜市	○					○										○				1					○						平成25	8	15%未満
神奈川県	川崎市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○	1		失業や疾病による休職又は医療費がかかっていて、一定の要件を満たす場合				○						平成30	4	15%未満
神奈川県	相模原市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○	1.2		世帯構成員が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項の支援給付を受けている者	(3)ウ. ケ. コ. については、災害による場合のみ認定基準に該当。	○				○					
神奈川県	横須賀市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○					1.5					○						平成29	4	20%未満
神奈川県	平塚市						○									○					1.5				○		○			○(公表値算定の際は了)	生活保護基準見直しの際に控除額を増額したことで、影響を最小限とした。			15%未満
神奈川県	鎌倉市															○					1.5					○						平成25	4	15%未満
神奈川県	藤沢市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3					○						平成25	4	15%未満
神奈川県	小田原市	○	○	○	○	○	○			○	○	○			○	○					1.3			(3)サについては、児童生徒の在籍する学校の校長は支給認定に必要と認めるときには、認定に係る意見を具申できるものとしている。		○						平成27	4	20%未満
神奈川県	茅ヶ崎市															○					1.5				○		○							20%未満
神奈川県	逗子市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.5					○						平成25	4	10%未満
神奈川県	三浦市	○	○	○	○	○	○				○					○					1.4				○				○					20%未満
神奈川県	秦野市																○				1.5					○						平成29	4	15%未満
神奈川県	厚木市																○				1.5					○						平成25	4	20%未満
神奈川県	大和市		○	○	○	○	○	○			○				○		○				1.5					○						平成27	4	25%未満
神奈川県	伊勢原市															○					1.5					○						平成26	4	15%未満
神奈川県	海老名市	○		○	○	○	○	○								○					1.4				○				○					10%未満
神奈川県	座間市	○	○														○				1.3					○						平成25	4	15%未満
神奈川県	南足柄市																○				1.3					○						平成25	4	15%未満
神奈川県	綾瀬市															○					1.4					○						平成30	4	30%未満
神奈川県	葉山町																○				1.5					○						平成24	12	15%未満
神奈川県	寒川町	○	○	○	○	○	○			○					○			○			1.3													20%未満
神奈川県	大磯町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3				○				○					10%未満
神奈川県	二宮町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○				○	1.3		保護者又は主たる生計維持者の失業、休業、災害、死亡、又は長期療養等により、現年において収入額等が 前年より著しく減少すると認められる世帯については、前年の収入額に係わらず認定対象とすることができる。	ソについて、保護者が1人の世帯で1.5倍、保護者が2人の世帯で1.3倍。	○			○					15%未満
神奈川県	中井町	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.5				○				○					15%未満
神奈川県	大井町	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.3													10%未満
神奈川県	松田町															○					1.3				○				○					15%未満
神奈川県	山北町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.6				○			○						10%未満
神奈川県	開成町															○					1.3					○						平成30	4	10%未満
神奈川県	箱根町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○				○	1.3		・火災等で罹災したことにより、当該援助が必要と認められる者 ・傷病等により一時的に生活困窮となった者			○						平成24	12	20%未満
神奈川県	真鶴町															○					1.5					○						平成30	9	10%未満
神奈川県	湯河原町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3				○				○					15%未満
神奈川県	愛川町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3			生活保護基準1.0倍未満と生活保護基準1.3倍以下にて区分を2つに分けている。	○				○					20%未満
神奈川県	清川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5				○			○						15%未満

都道府県	市町村名	7. 令和4年度準要保護就学援助額 1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） （1） 費目毎の援助額 学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										（5）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	
33	33	33	0	0	3	3	3	30	30	0	0	33	1	1	3	3	3	29	29	1	1	16	9	9	7	7	7	0	0	0	0	33	15	15	17	17	17	1	1	0	1	31
神奈川県	横浜市	○						○	11,630			○						○	63,100													○	○	21,000								支給平均額は令和4年度予算に計上した単価
神奈川県	川崎市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	17,884								・支給平均額は令和3年度実績額を入力。（実績がない費目は0円入力） ・修学旅行費については、令和4年度より上限額撤廃し実費支給。（令和3年度は上限額18,300円） ・校外活動費（宿泊を伴うもの）の上限額は川崎市立学校社会見学実施要領の範囲内の額で設定。
神奈川県	相模原市	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	24,406								○	○	21,290								令和3年4月に、めがね購入費の上限額を12,000円→5,000円に変更したため、令和3年度に行われた令和2年度分請求により支給平均額が上限額を上回っています。
神奈川県	横須賀市	○						○	11,630			○						○	51,060	○												○	○	27,296								新入学児童生徒学用品費等：令和5年度新入学生については、54,060円とする予定。 通学用品費は第1学年を除く。 医療費は実績なし。
神奈川県	平塚市	○						○	11,630			○						○	51,060			○			○	40,020	0					○			○	22,690	0				通学費・修学旅行費・医療費は、支給実績なし。令和3年度の校外活動費（宿泊を伴うもの）は、新型コロナウイルス感染症の影響による代替行事も含むため、例年より平均額が低い。
神奈川県	鎌倉市	○						○	11,520			○						○	50,600			○	○	15,622								○	○	20,291								医療費は、実績なし。
神奈川県	藤沢市	○						○	11,630			○						○	60,000			○	○	13,179								○	○	22,855								医療費については、実績なし。
神奈川県	小田原市	○						○	11,630			○						○	54,060			○			○	40,020	23,675					○			○	22,690	20,104				代替行事も含む	医療費については実費支給としていますが、実績はありません。学校給食費は現物支給としています。
神奈川県	茅ヶ崎市	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	22,690	5,992					・医療費　実績なし（茅ヶ崎市別事業にて医療費の還付を行っているため） ・修学旅行費 新型コロナウイルス感染症の影響により日帰りでの修学旅行が実施されたため、平均支給額は低くなっている。
神奈川県	逗子市	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	0								○	○	19,409								通学費、医療費については実績無し
神奈川県	三浦市	○						○	6,825			○						○	25,300			○	○	33,240								○	○	26,225								医療費について令和3年度は実績なし
神奈川県	秦野市	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	10,290								○			○	22,690	22,497					
神奈川県	厚木市	○						○	11,630			○						○	54,060			○			○	40,020	3,086					○			○	22,690	21,107					医療費は実績なし。
神奈川県	大和市	○						○	11,630			○						○	54,060			○			○	40,020	0					○			○	22,690	21,400					通学費、医療費については、対象者がいないため、実績はなし。
神奈川県	伊勢原市	○			○	11,630	10,945					○			○	51,060	51,060														○	○	16,041								校外活動費（宿泊を伴うもの）及び医療費については実績なし。
神奈川県	海老名市	○			○	11,630	10,146					○			○	51,440	51,440					○	○	0								○			○	21,890	11,723					・通学費・校外活動費（宿泊を伴うもの）は、令和3年度支給実績なし ・学用品費（定額） 1年：2,630円（16.4%） 2年～6年：11,630円（83.6%）
神奈川県	座間市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	20,277					「修学旅行費」は令和元年度実績に基づき計上している。 「医療費」については、令和4年度予算額を計上している。
神奈川県	南足柄市	○						○	11,630			○	○	51,060																		○	○	9,603								・校外活動費（宿泊を伴うもの）、医療費は実績がないため0円
神奈川県	綾瀬市	○						○	11,630			○						○	54,060			○			○	40,020	0					○			○	22,690	22,690					【通学費】【医療費】実績なし。 【修学旅行費】【校外活動費（泊あり）】令和4年度予算に計上した単価。
神奈川県	葉山町	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	22,690	22,690					
神奈川県	寒川町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	5,891								新入学児童生徒学用品費等：小学校6年生（新中学校1年生）には、一定額（60, 000円）支給。
神奈川県	大磯町	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	20,987								通学費、校外活動費（宿泊を伴うもの）、医療費は費目設定をしているものの、実績がありません。
神奈川県	二宮町	○						○	11,630			○						○	51,060		※	○			○	40,020	0					○	○	23,314								・新入学児童生徒学用品費等は、令和5年1月に支給予定の入学前支給の単価は、54,060円。 ・通学用品費は、2年生以上。・通学費・校外活動費（宿泊を伴うもの）は、実績なし。 ・校外活動費については、学校学年毎に行き先が異なり、支給金額も異なる。
神奈川県	中井町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	16,154								・校外活動費（宿泊を伴うもの）は支給実績がありません。 ・令和4年度より小学校における給食費の無償化を実施する。
神奈川県	大井町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	22,690					【修学旅行費】令和4年度予算に計上した単価。
神奈川県	松田町	○			○	11,630	10,992					○			○	51,060	51,060														○			○	22,690	7,290					「校外活動費(宿泊を伴うもの)」は実績なし
神奈川県	山北町	○						○	※			○						○	27,030													○			○	11,345	3,655					学用品費　1年6,615円、他7,750円 学校給食費　コロナ支援として一部補助あり
神奈川県	開成町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	0					修学旅行・校外活動費（泊あり・泊なし）は実績なし
神奈川県	箱根町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	21,510								・学校給食費は、令和3年度から無償化のため費目なし ・生徒会費は実績なし
神奈川県	真鶴町	○						○	11,630			○						○	54,040													○			○	22,690	0					(1)の修学旅行費について、令和3年度は実施せず。卒業アルバム代等は対象者がいなかった。
神奈川県	湯河原町	○						○	11,630			○						○	54,060			○			○	40,020	0					○			○	22,690	22,000					通学費・生徒会費・医療費については、対象費目ですが支給実績がないため、平均支給額は0円としています。
神奈川県	愛川町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	20,526					・学用品費については1年：11,630円、2～6年：12,900円（通学用品費含む）と分けている。 ・医療費については費目設定しているが、実績なし ・オンライン学習通信費については最高学年を12,834円、その他学年を14,000円を上限としている。
神奈川県	清川村	○						○	11,630			○						○	54,060													○						○	22,690			学校給食費については、コロナ感染対策緊急支援として全児童に全額援助しているため、実績額無

| 都道府県 | 市町村名 | （2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |